

議案第 4 7 号

前橋市国民健康保険税条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年前橋市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項本文及び第 4 項本文中「被保険者均等割額」の次に「及び世帯別平等割額」を加える。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 6 . 8」を「1 0 0 分の 7 . 0」に改める。

第 5 条中「2 万 4 , 6 0 0 円」を「2 万 9 , 0 0 0 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「次号」の次に「、第 5 条の 5」を、「第 3 号」の次に「、第 5 条の 5」を加え、「1 万 6 , 8 0 0 円」を「1 万 9 , 4 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「8 , 4 0 0 円」を「9 , 7 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「1 万 2 , 6 0 0 円」を「1 万 4 , 5 5 0 円」に改める。

第 5 条の 3 中「1 0 0 分の 2 . 5」を「1 0 0 分の 3 . 1」に改める。

第 5 条の 4 中「1 万 3 , 2 0 0 円」を「1 万 2 , 6 0 0 円」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第 5 条の 5 第 2 条第 3 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8 , 4 0 0 円

(2) 特定世帯 4 , 2 0 0 円

(3) 特定継続世帯 6 , 3 0 0 円

第 7 条の 2 中「1 万 5 , 6 0 0 円」を「1 万 2 , 2 0 0 円」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）

第 7 条の 3 第 2 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 6 , 2 0 0 円とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「ウ」を「ウ及びエ」に、「エ」を「オ及びカ」に改め、同項第1号ア中「1万7,220円」を「2万300円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,760円」を「1万3,580円」に改め、同号イ(イ)中「5,880円」を「6,790円」に改め、同号イ(ウ)中「8,820円」を「1万185円」に改め、同号ウ中「9,240円」を「8,820円」に改め、同号エ中「1万920円」を「8,540円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,880円

(イ) 特定世帯 2,940円

(ウ) 特定継続世帯 4,410円

第12条第1項第1号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 4,340円

第12条第1項第2号ア中「1万2,300円」を「1万4,500円」に改め、同号イ(ア)中「8,400円」を「9,700円」に改め、同号イ(イ)中「4,200円」を「4,850円」に改め、同号イ(ウ)中「6,300円」を「7,275円」に改め、同号ウ中「6,600円」を「6,300円」に改め、同号エ中「7,800円」を「6,100円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

第12条第1項第2号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 3,100円

第12条第1項第3号ア中「4,920円」を「5,800円」に改め、同号イ(ア)中「3,360円」を「3,880円」に改め、同号イ(イ)中「1,680円」を「1,940円」に改め、同号イ(ウ)中「2,520円」を「2,910円」に改め、同号ウ中「2,640円」を「2,520円」に改め、同号エ中「3,120円」を「2,440円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

る。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 680円

(イ) 特定世帯 840円

(ウ) 特定継続世帯 1, 260円

第12条第1項第3号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 1, 240円

第12条第2項第1号ア中「3, 690円」を「4, 350円」に改め、同号イ中「6, 150円」を「7, 250円」に改め、同号ウ中「9, 840円」を「1万1, 600円」に改め、同号エ中「12, 300円」を「1万4, 500円」に改め、同項第2号ア中「1, 980円」を「1, 890円」に改め、同号イ中「3, 300円」を「3, 150円」に改め、同号ウ中「5, 280円」を「5, 040円」に改め、同号エ中「6, 600円」を「6, 300円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の前橋市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。